

改正後	現 行
<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第5の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(6) 生活介護サービス費</p> <p>① 生活介護の対象者について 生活介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分4)以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分3)以上</p> <p>(三) <u>第556号告示</u>第2号から第5号までのいずれかに該当する者)であつて、(一)及び(二)以外の者</p> <p>② 生活介護サービス費について (一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、<u>利用定員及び所要時間</u>に応じた報酬単価を算定することとする。</p> <p><u>所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。</u></p>	<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第5の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(6) 生活介護サービス費</p> <p>① 生活介護の対象者について 生活介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分4)以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分3)以上</p> <p>(三) <u>厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号(以下「第556号告示」という。))</u>第2号から第5号までのいずれかに該当する者)であつて、(一)及び(二)以外の者</p> <p>② 生活介護サービス費について (一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分<u>及び</u>利用定員に応じた報酬単価を算定することとする。</p>

改正後	現 行
<p><u>生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。</u></p> <p><u>なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。</u></p> <p><u>また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。</u></p> <p><u>ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。</u></p> <p><u>イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。</u></p> <p><u>なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路(片道)と復路(片道)の送迎に要する時間の合計である。</u></p> <p><u>ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。</u></p> <p><u>なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。</u></p> <p><u>エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。</u></p> <p><u>オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。</u></p> <p><u>（二）報酬告示第6の1の注1の3については、主として重症心身障害者を通わせる当該多機能型生活介護事業所に重症心身障害者以外が利用している場合、当該利用者についても報酬告示第6の</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	現行
<p><u>1のイの(1)又は(2)の区分で報酬を算定する。</u></p> <p><u>(三) 報酬告示第6の1の注1の4については、指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できない。なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができる。</u></p> <p><u>(四) 共生型生活介護サービス費について</u>  共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>ア 対象となる事業  指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等、第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等又は第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>イ 共生型生活介護サービス費の区分について</p> <p>(i) 共生型生活介護サービス費(I)  指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所又は第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>(ii) 共生型生活介護サービス費(II)  指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(三) 共生型生活介護サービス費について</u>  共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>ア 対象となる事業  指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等、第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等又は第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>イ 共生型生活介護サービス費の区分について</p> <p>(i) 共生型生活介護サービス費(I)  指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所又は第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>(ii) 共生型生活介護サービス費(II)  指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介</p>